



稲葉たけし通信

発行：『稲葉たけし』後援会事務所

〒270-1327 印西市大森3528-3

メール：inaba@simin-inzai.com

フェイスブック：<https://www.facebook.com/inabatakeshi.inazai/> (討議資料)

稲葉たけし

Q 検索

電話：0476-42-2376

ブログ：<http://ameblo.jp/inabainzai/>



<市税の納付書について>

4月に印西市役所より市税の納付書が届いている方にご連絡いたします。一年間分すべてを一括で全納される方は、昨年度までは「全納用の納付書」が封入されていましたが今年から入っていません。市へ問い合わせをしましたが、市の回答として「以前に全納された方が間違えてまた納付される方がいらっしゃる為に間違いをなくす為に。。。とのことでした。でも毎年一括で全納されている方が「どうすればいいんだ!」とのご指摘が多数との事でした。市の言い分もわかりますが、「今年から変りました。全納される方は。。。」等の通知等を書類と一緒に入れる等の配慮が欠けているのでは?と思いました。

現在市のホームページではその旨の連絡があがっていますが・・・

(対象となったのは固定資産計画税、市民税・県民税です)

<発達障がいについての懇談会を行います>

昨年8月に行いました発達障がいについて考える会の懇親会を今年も行います。発達障がいのお子さんを持つ様々な悩み…。誰にも相談できず、親が1人で抱え込んでしまうことを避けるために、どこへはなしていいかわからない事や不安になっていること。要望等皆様の意見交換の場となればと思います。2回目の試みですが、是非お気軽にご参加ください。

日時：平成29年5月14日(日) 13:00~15:00

場所：そうふけふれあいの里 和室

※参加ご希望の方は稲葉(070-3830-0178)までご連絡ください

<全国瞬時警報システム(Jアラート)について>

全国瞬時警報システム(通称:J-ALERT(ジェイアラート))は、通信衛星と市町村の同報系防災行政無線や有線放送電話を利用し、緊急情報を住民へ瞬時に伝達するシステムです。対処に時間的余裕がない大規模な自然災害や弾道ミサイル攻撃等についての情報を、「国から住民まで直接瞬時に」伝達することができるという点がJ-ALERTの最大の特長です。住民に早期の避難や予防措置などを促し被害の軽減に貢献することが期待されており、導入により地方公共団体の危機管理能力が高まるとされています。システムに関して周知事項が印西市のホームページにも公開されています。また、内閣府国民保護ポータルサイトでは

<http://www.kokuminhogo.go.jp/shiryou/nkjalert.html> より詳しく書かれています。Jアラートを使用されると、市町村の防災行政無線等が自動的に起動し、屋外スピーカ等から警報が流れるほか、携帯電話にエリアメール・緊急速報メールが配信されます。何も起こらない事を強く希望しますがもしもの備えは必要と思いますので改

めて記事にさせて頂きました。

<江東区役所へ視察に行ってきました>

4月27日に江東区役所に視察に行ってきました。テーマは市議会のレスパーパー化です。議会はとにかく配布される書類が多く、どのようにレスパーパー化をするか?が今の議会のひとつのテーマになっています。昨年度の議会改革推進特別委員会でも流山市に視察に行きましたが、今回は江東区役所へ行ってきました。実際に昨年9月から順次タブレット端末を用いて議会の資料を電子化(PDF化)していました。使用方法もとても簡単でした。ただ、メモの書きや書類にマークをつけたたりするのは紙ベースの方が使いやすいのではと思いました。環境面もしっかり運用方法を考慮してシステムをたちあげればメリットがあるのではないかと思います。しかし印西市への導入に関してはまず基本的な使用法等の検討、議会と市の執行部間でのタブレット使用に関して運用方法の検討、さらにWi-Fiを用いた場合のセキュリティの検討等いろいろ検討や調整をしなければならない事がたくさんあるという認識です。(会社と同じですが何かと段取りをしていかなければならないのが現状です)

<平成29年度 私立幼稚園の利用者負担額(保育料)について>

子ども・子育て支援新制度の開始に伴い、新制度に移行する私立幼稚園(認定こども園の幼稚園利用含む)の利用者負担額(保育料)は、保護者の所得に応じて、国が定める基準を限度として、市が決定し、利用者はその利用者負担額(保育料)を各幼稚園に支払うことになります。なお、新制度に移行するか、新制度には移行せず、現行のまま運営を続けるかは設置者が選択できることになっており、新制度に移行しない幼稚園の利用者負担額(保育料)は、従前どおり各幼稚園で決定することになります。

※詳しくは印西市ホームページをご覧ください。

新制度における平成29年度の印西市の私立幼稚園の利用者負担額(保育料)は以下のとおりとなります。

平成29年度 印西市の私立幼稚園の利用者負担額(保育料)		
階層区分	定義	利用者負担額(月額)
第1階層	生活保護世帯	0円
第2階層	市町村民税非課税世帯(所得割非課税世帯含む)	3,000円
第3階層	市町村民税所得割課税額77,100円以下	11,900円
第4階層	市町村民税所得割課税額77,101円以上211,200円以下	17,400円
第5階層	市町村民税所得割課税額211,201円以上	21,800円

- ・第4階層、第5階層の世帯については、同一世帯において、満3歳から小学校3年生までの範囲内に子どもが2人以上いる場合には、最年長からの子どもから順に2人目は利用者負担額の半額、3人目以降は0円となります。
- ・第2階層・第3階層の世帯については、支給認定保護者と生計を一にする負担額算定基準者(支給認定保護者に監護される者、支給認定保護者に監護されていた者及び支給認定保護者またはその配偶者の直系卑属をいう。)が2人以上いる場合は、年齢の高い負担額算定基準者から順に2人目は通常の利用者負担額の半額、3人目以降は0円となります。
- ・第2階層・第3階層の世帯で、ひとり親世帯等の場合は、第2階層は0円とし、第3階層は3,000円とする。また、この場合において、第3階層に属する世帯に負担額算定基準者が2人以上いる場合には、年齢の高い負担額算定基準者から順に2人目以降は0円とする。

『稲葉たけし通信』のバックナンバーについて
各ご家庭にお届けしていますがなかなか毎号をお届けできないで迷惑をおかけしていますが、『稲葉たけし通信』のバックナンバーをホームページよりダウンロードできるようにしています。
パソコンの方は下記のアドレスから参照、ダウンロードしてください。<http://inabatakeshi.jimdo.com/>
またスマートフォンの方は
右記のQRコードを読み取って
サイトより参照してください。



行政相談について

おかげさまで日々忙しく印西市内で活動させて頂いております。市民の皆様からご要望で週一回行政相談会を実施致します。
日時：毎週木曜日 10:00~12:00まで
場所：稲葉たけし後援会事務所(大森3528番地3)
市行政についての要望や相談なんでもかまいませんのでお気軽にご相談ください。(なるべく下記へ連絡後にお越しください)
連絡先：0476-42-2376(稲葉)
『稲葉たけし』後援会のご案内
共に印西市の発展の為に政治活動をご支援頂ける皆様を随時募集しております。『印西に新しい風を!』皆様のご支援、後押しを心よりお待ちしております。